

(1) 大阪市バリアフリー基本構想に定める事項

- 大阪市バリアフリー基本構想に定める事項は、バリアフリー法や国のガイドラインで規定されている、以下のⅠ～Ⅶを基本とします。
- 今年度（令和4年度）は、各地区共通の内容を中心に、以下のⅠ～Ⅳ及びⅦの一部内容について検討を行い、変更骨子案としてとりまとめる予定です。

■ 大阪市バリアフリー基本構想に定める事項（案）

<現行>

1. 基本理念・基本方針
（地区の概要、基本理念・基本方針）
2. 重点整備地区
（交通バリアフリー法での考え方、大阪市での考え方、各地区における重点整備地区）
3. 主要な経路
（大阪市の経路設定の基本的な考え方、各地区における主要な経路等の設定）
4. 整備の基本的考え方と整備内容
（公共交通、道路・交差点・乗り換え経路、ソフト対策等）
5. 継続的な改善において

<変更（案）>

- Ⅰ 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
（**基本構想の位置づけ**、**計画期間**、**理念・方針**、地区の概要 等）
- Ⅱ 重点整備地区の区域
（**重点整備地区選定の考え方**、各地区の区域設定 等）
- Ⅲ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
（**生活関連施設・経路選定の考え方**、生活関連施設・生活関連経路の設定及び**整備方針** 等）
- Ⅳ 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
（**特定事業の位置づけ**、**事業内容の考え方** 等）
- Ⅴ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
（**ソフト施策の考え方**、各地区に応じた施策 等）
- Ⅵ 移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
（**情報の整理・提供の考え方** 等）
- Ⅶ 基本構想の評価に関する事項
（**特定事業の進捗状況の公表の考え方** 等）

今年度（令和4年度）の**赤字**部分を検討

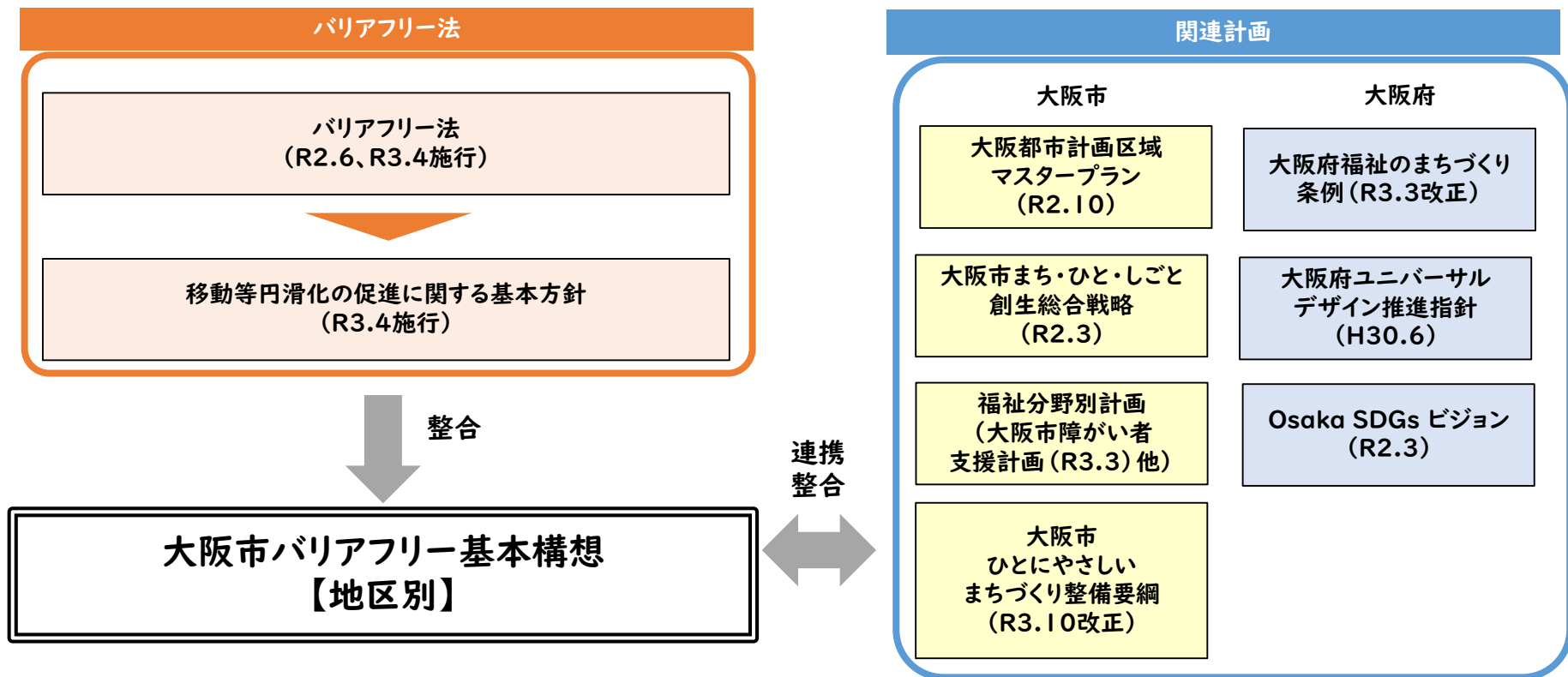


現行基本構想の変更骨子案としてとりまとめ

(2) 変更骨子案の検討～基本構想の位置づけ

- 変更骨子の検討にあたっては、令和2年・3年に施行されたバリアフリー法や国の基本方針との整合を図ります。
- また、都市計画関連計画及び移動等円滑化に関する大阪府及び本市の条例等をはじめ、本市において従来より取り組む「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」といった関連施策等との連携・整合を図ります。

■基本構想の位置づけ



(3) 変更骨子案の検討 ～ 検討の視点

- 大阪市では、ユニバーサル社会の実現に向けた取組として、各種計画や方針を示し様々な事業を実施しています。
- 本市ユニバーサルデザインの推進で掲げた考え方に基づき変更骨子案の検討を進めます。
- また、2025年大阪・関西国際博覧会の実施にともない、各種ガイドラインが策定又は検討されていることから、これらの動きや内容を注視しながら検討を進める必要があります。

■ユニバーサルデザインの推進に係る考え方

<ユニバーサルデザインの推進の考え方>

- ・障がいの有無や年齢といった個々人の属性や置かれた状況に関わらず、市民一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支えあうことで、社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができる共生社会の実現に向けた環境を整備することが重要です。
- ・大阪市では、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざし、各種計画や方針等を示した上で、障害者基本法の理念である「自立と社会参加の促進」を目的とした、物理的な障壁を取り除くためのバリアフリー整備や、障がいへの理解を促進するための取組を実施しています。
- ・高齢化の進展・SDGsに対応した取組や、2025年国際博覧会の開催も見据え、多様性を受け入れ、活力ある共生社会をめざしてこれらの取組をさらに発展させ、誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できる社会を実現していく必要があります。

<各部局の取組>

- 心のバリアフリー
- ユニバーサルデザインのまちづくり
 - 1 「ひとにやさしいまちづくり」に関する主な取組
 - 2 交通政策等における主な取組(※)
 - 3 観光施策等における主な取組

※ 現行基本構想 含む

(大阪市におけるユニバーサル社会の実現に向けた取組ホームページから)

(4) 変更骨子案の検討 ～ 移動等円滑化の基本的な考え方

- 検討するバリアフリー基本構想には、現行法を踏まえ、移動等円滑化の基本的な考え方を定めることとします。
- 変更骨子案の作成にあたっては、バリアフリー法及び現行の各地区基本構想に掲げた「基本理念と基本方針」を踏まえた次の「各地区共通する基本目標」に基づき、各種変更項目の検討を進めます。

■変更骨子の作成にあたっての基本方針

<現行の基本構想に掲げられた基本理念・基本方針(キーワード)>

- ・ 人にやさしい
- ・ 活気あふれる、活気に満ちた、にぎわい、楽しい
- ・ 市民・事業者・行政の連携・協働・協力、市民参加
- ・ 施設のバリアフリー化
- ・ 安心・安全・快適な移動
- ・ 案内・誘導の向上
- ・ 移動(利用)しやすい連続したバリアフリー
- ・ 心のバリアフリー
- ・ ソフト面の充実

拠点・玄関口・
ターミナル

商業・歴史・
未来都市

緑あふれる・
住みよい

<移動等円滑化の促進に関する基本方針>

～基本構想作成に当たっての留意事項(抜粋)～

- ・ 目標の明確化
- ・ 地域特性への配慮
- ・ 関係者の意見を反映した基本構想の作成
- ・ 段階的・継続的な発展(スパイラルアップ)
- ・ 移動円滑化に関する関係者の理解の増進及び協力の確保

各地区共通する基本目標

- ①各地区の特性に応じた面的なバリアフリーの推進
- ②ハード・ソフト両面での継続的バリアフリーの推進
- ③市民・事業者・行政の連携・協働によるバリアフリーの推進

⇒各種変更項目の検討を進め、各地区方針等の参考となるものとして示します。

(参考)バリアフリー法第25条

重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針を定めるよう努める。

(参考)バリアフリー法基本構想作成に関するガイドライン(令和3年3月)

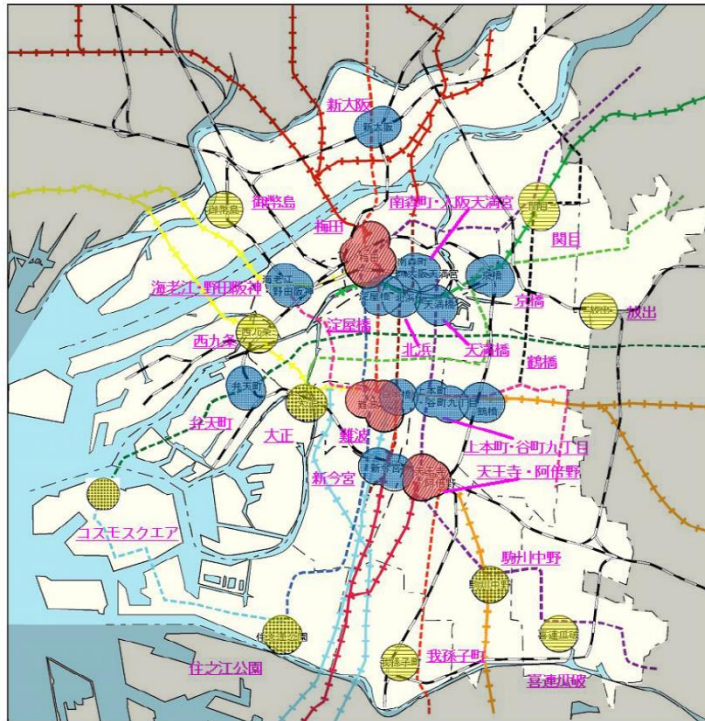
移動等円滑化に関する基本的な方針に記載すべき事項

- ①基本構想の位置づけ
- ②構想の計画期間
- ③作成理由
- ④地区の特性
- ⑤地区特性を踏まえた移動等円滑化の基本的な考え方

(5) 重点整備地区選定の考え方 ～現行の基本構想～

- 現行基本構想における重点整備地区選定の考え方は、次のとおりです。

■ 現行基本構想（大阪市交通バリアフリー基本構想）の重点整備地区



<選定地区・選定理由>

基本構想策定地区		選定理由
第1次 基本構想策定地区（平成15年4月策定） 梅田、難波、天王寺・阿倍野 3地区		- 乗降客数の上位3地区 4駅以上が集中し、交通機関相互の乗り継ぎが多い駅を選定
第2次 基本構想策定地区（平成16年4月策定） 京橋、鶴橋、南森町・大阪天満宮、天満橋、北浜、淀屋橋、新大阪 新今宮、日本橋、上本町・谷町九丁目、弁天町、海老江・野田阪神 12地区		乗降客数が10万人以上で、他社線乗り換えの多い駅を選定
第3次 基本構想策定地区（平成17年4月、平成18年4月策定） 西九条、関目、放出、喜連瓜破、御幣島、我孫子町 大正、住之江公園、コスモスクエア、駒川中野 10地区		過年度策定した区以外で、駅周辺の徒歩圏に官公庁施設、福祉施設が集積している駅を選定

現行基本構想における重点整備地区選定の考え方

- ① 乗降客数が10万人以上の旅客施設を含む地区
- ② 他社線への乗り換えが多い旅客施設を含む地区
- ③ 徒歩圏に官公庁施設、福祉施設が集積している旅客施設を含む地区

➤ 全区における主要な鉄道駅舎や駅周辺の主要な施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進

(6) 重点整備地区の区域設定の考え方 ～現行の基本構想～

- 現行基本構想における区域設定の考え方は、次のとおりです。

(交通バリアフリー法の基本方針)

<重点整備地区の範囲>

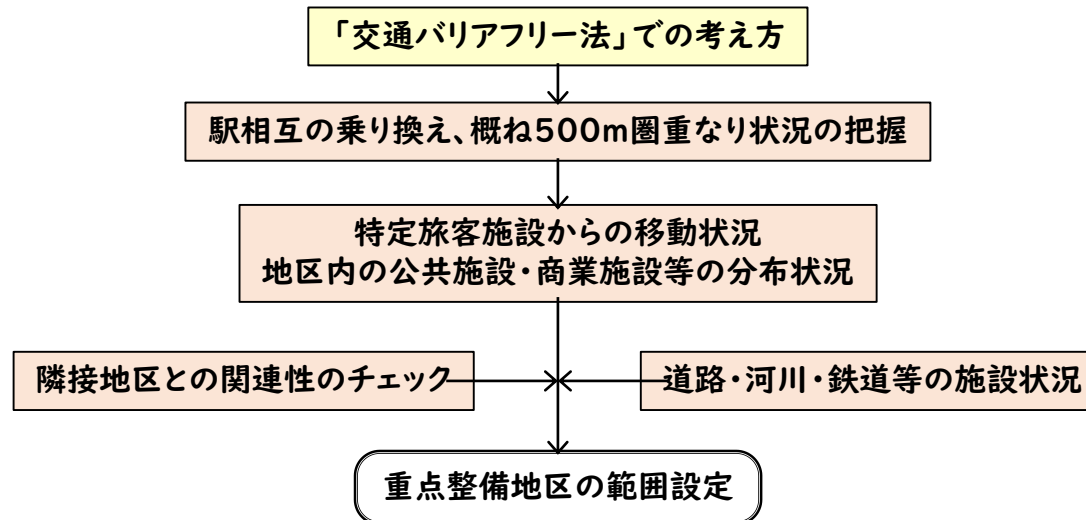
- ・徒歩圏として一体的に整備すべき重点整備地区は、**特定旅客施設**から概ね500m～1km以内とする。
- ・具体的な区域設定は、高齢者・身体障がい者等の特定旅客施設からの移動の状況、施設の分布状況を踏まえて判断することが必要である。

<重点整備地区の境界>

- ・区域は、できる限り町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

■現行基本構想の考え方

大阪市では、複数の駅が集中していることから、駅相互の乗り換え状況及び各駅から概ね500m圏の重なり状況、また、駅周辺の公共施設及び商業施設の分布状況やそれらへ至る移動経路の状況を考えながら、道路・河川・鉄道などで区域を設定。



大阪市バリアフリー基本構想の変更について

(7) 重点整備地区選定等の考え方 ～大阪市におけるバリアフリー基本構想作成方針(案)～

- 現行の基本構想における各重点整備地区では、特定事業の進捗率は100%に到達しておらず、また、完了事業についても、適切な維持管理とともにバリアフリー法の改正等を踏まえた更なる整備の推進が必要となります。
- また、大阪市では、鉄道ネットワークの充実により、多数の高齢者・障がい者等が利用すると考えられる施設の多くが、鉄道駅を中心とした徒歩圏内に集積しています。
- 加えて、国の基本方針においても、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き、特に求められるとされています。
- 大阪市の特性、法及び基本方針を踏まえ、鉄道駅舎を含むこれまでの重点整備地区の範囲を継続するとともに、各地区の開発状況を踏まえ、区域の変更を行います。
- 重点整備地区の追加についても、同様の考えで検討します。

■本市における重点整備地区の選定及び区域の設定の考え方(案)

現行基本構想の重点整備地区(25地区)



重点整備地区に選定すべき地区がないかの確認など、重点整備地区の追加の検討(※)

生活関連施設・生活関連経路を再確認し、必要に応じた、重点整備地区の区域変更の検討(※)

改正バリアフリー法の要件(重点整備地区)

- ①生活関連施設(概ね3以上)を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要な地区
- ③バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

移動等円滑化の促進に関する基本方針 2(1)重点整備地区の要件(抜粋)

設定する際の要件として、特定旅客施設が所在することは必ずしも必須とはならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性に鑑み、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められること、及び特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の規定に基づき当該特定旅客施設を生活関連施設として定めなければならないとされていることに留意する必要がある。

※重点整備地区の追加、区域変更検討の視点(案)

現行の基本構想策定から約15年以上が経過しており、鉄道の新規路線開業や新たな大規模開発が行われていることから、「鉄道駅舎の利用者数」「大規模開発計画」に着目し、重点整備地区の追加、区域変更検討を実施。

(8) 検討スケジュール

- 今年度（令和4年度）は、各地区共通の内容として変更骨子案について、計4回の協議会において学識経験者及び当事者等の意見を聴取し、検討を進めていきます。
- 各地区に関しては、今年度の検討結果を踏まえ、来年度以降（令和5年度及び令和6年度）、地区別に検討を進めていきます。

■今年度（令和4年度）

➤ 第1回協議会（9月13日） ※公開

- 基本構想に基づくこれまでの実施状況に係る評価
- 基本構想変更にあたっての基本的な方針（基本構想の位置づけ、理念・方針、重点整備地区の選定の考え方）

➤ 第2回協議会（10月開催予定） ※非公開

- 生活関連施設及び経路設定の考え方（施設種別・規模、追加施設、バリアフリー化経路 等）
- 道路・交通安全の整備方針及び特定事業内容（整備箇所、事業者、整備内容、事業実施時期等）の考え方
- その他事業（鉄道を除く公共交通、路外駐車場、都市公園、建築物、教育啓発）の位置づけ

➤ 第3回協議会（12月頃開催予定） ※非公開

- 基本構想変更にあたっての基本的な方針（計画期間）
- その他事業（鉄道を除く公共交通、路外駐車場、都市公園、建築物、教育啓発）の位置づけ、整備方針及び特定事業内容（整備箇所、事業者、整備内容、事業実施時期等）の考え方
- 鉄道施設の整備方針及び特定事業計画等の見直し、追加事項の検討

➤ 第4回協議会（2月頃開催予定） ※公開

- 変更骨子案（情報の整理・提供の考え方、特定事業の進捗状況の公表の考え方 含む）
- 令和5年度以降の各地区の進め方

現行基本構想の変更骨子の作成

■来年度以降（令和5年度及び令和6年度）

（各地区において）

- 各地区の実施状況評価及び基本構想案の検討
- パブリックコメントの実施